

『小樽ショートフィルムセッション2011』 作品募集要項

作品募集コピー：あなたの好きな本当の小樽

募集作品テーマ：「小樽の〇〇を訪ねたくなる」

開催の目的

小樽のまちを舞台としたショートフィルムの撮影を小樽フィルムコミッション主体のイベントとして促すことにより、まだ映画やドラマで紹介されていない小樽の街並みを観光客や映像関係者にPRし、フィルムコミッション活動のさらなる活性化とロケ活動の市民の理解と周知の啓蒙啓発によるロケ誘致の受入れ体制の充実を図るとともに、宿泊等の経済効果を図ることを目的として、2009年度に引き続いて、ショートフィルムコンテストを開催します。

募集する作品

以下の条件をすべて満たす作品を募集します。なお、サブタイトルとして、標記募集作品テーマの〇〇を各自変更したものを、必ず使用すること。

- ・ 小樽をロケ地とした実写映像が含まれるもの
- ・ 小樽の特定の地域や場所などを題材とし、募集作品テーマに沿ったストーリーがあるもの
- ・ 作品のジャンルが、ドラマやショートムービー等であるもの。ただし、ドキュメンタリーやプロモーションビデオなどは除く。
- ・ 作品全体の長さが10分以内のもの

応募資格

- ・ 制作者の国籍、年齢、性別、経験、居住地、個人・団体の別は問わない。ただし、制作者が未成年者若しくは未成年者を含む団体の場合は、当該未成年者の保護者の同意書を必要とする。
- ・ 応募は、一人または一団体につき何作品でも可能とする。ただし、1作品ごとの応募とする。
- ・ 原則として、応募作品の完成年は問わない。ただし、応募時点において、撮影に使用したロケ地が現存するものであること。また、他の映画祭等で受賞経験がなく、劇場公開、テレビ放映、有償でのビデオ・DVD販売、インターネット配信等の予定がないもの。
- ・ 制作途中のもの、公序良俗に反する内容若しくは年齢制限を受けるような内容のものは、いかなる理由であろうとも、応募を認めない。
- ・ 応募者は、本募集要項に規定する条件を承認し合意すること。また、本要項に記載されていない事項については、必要に応じ小樽フィルムコミッション（以下「当F C」という。）が決定・実施します。なお、当F Cは、本応募要項に反すると判断した場合、応募・受賞の取り消し及び、賞金などの返還請求が出来るものとします。

著作権について

- ・ 応募作品は、著作権等、全ての権利が応募者に帰属しているものに限るものとし、著作権等に関する所定の手続き等は、あらかじめ応募者の責任において処理しておくこと。
- ・ 応募作品に使用される素材（楽曲を含む）は、原則として、全てオリジナル素材とする。ただし、それぞれの使用規約に適合した著作権フリー素材若しくは当該素材の著作権等を有する者から使用許諾を得た素材については、この限りではない。また、万一、第三者から権利侵害や損害賠償の訴えがあった場合には、当 F C は一切の責任を負わないものとし、その訴えにより当 F C が損害を負う場合には、応募者はその損害を補てんするものとする。
- ・ 団体で応募する場合には、代表者に著作権等が帰属することが明らかなものに限る。
- ・ 応募作品の著作権は応募者に帰属するものとする。
- ・ ただし、前項の規定において、応募作品については、ショートフィルムセッションの広報・宣伝等を目的として活用する場合において、当 F C は、これを応募者に対して原則、事前事後に通知することなく、無償かつ自由に二次使用する権利及び当ホームページなどにおいて公衆へ閲覧可能な状態とする権利を有するものとする。また、応募作品を小樽市の観光 P R 目的で活用する場合において、当 F C は、これを応募者に対して原則、事前事後に通知することなく、無償かつ自由に使用すること、複製・編集作業を行うこと、当ホームページなどにおいて公衆へ閲覧可能な状態とすること、また、第三者に対して当該作品を無償かつ自由に使用する権利を再許諾することができる権利を有するものとする。
- ・ 前項及び前々項の規定は、受賞作品のパブリシティ権（放映権や出版権等）や二次的著作権（翻訳権）が第三者に委譲された場合においても、継承されるものとする。そのため、受賞者は受賞作品を第三者に譲渡若しくは貸与する場合、有償・無償は問わず、当 F C へ事前に通知するとともに、受賞者の責任において第三者との間でこの旨の契約事項を盛り込んだ契約を締結すること。

作品募集期間

2011年5月11日（水） ～ 2011年12月2日（金） （当日消印有効）

応募方法

- ・ 応募者は、必ず当 F C 公式ホームページにて事前登録を行ってください。
- ・ 応募作品を収録した「DVD-VIDEO」、次項に記載する資料データを収録した「CD-R」、必要事項を記入し同意書欄への署名・捺印を行った「作品応募用紙」を一つに梱包し、直接又は郵送で、当 F C 事務局へ提出すること。
- ・ 「CD-R」に収録する資料データとは、作品の特徴を表すサンプル画像1枚（72dpi、640×480ピクセル程度）、WEB掲載用に画質を落とした作品（拡張子は mp4）、作品のシナリオ、ロケ地一覧表、作品概要を必須とします。
- ・ 上記解像度のサンプル画像のほか、高解像度スチールデータの追加提出も受け付けます。

- ・ 応募作品を収録した「DVD-VIDEO」には、必ず作品タイトルと応募者氏名、作品時間を記入したラベルを貼付すること。
- ・ 応募作品の応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。また、当FCが応募作品を受領前に生じた紛失等の事故に関しては、当FCは一切の責任を負わない。
- ・ 本ショートフィルムセッションの宣伝等を目的として複製・編集作業を行う可能性があるため、応募作品のコピープロテクションは解除して応募すること。
- ・ 応募された作品の返却は一切行わない。また、不測の事故等により作品の再送付を求める場合があるため、応募前に必ず応募作品のバックアップを作成しておくこと。
- ・ 作品応募用紙は、当FC公式ホームページを始めとした告知メディアからのダウンロード等により入手すること。
- ・ ビデオテープの場合は、DVD-VIDEO形式に変換して応募してください。

応募先及び問い合わせ先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号（小樽市産業港湾部観光振興室内）

小樽フィルムコミッション事務局

TEL 0134-32-4111（内線451）

FAX 0134-33-7432

E-mail otarufc@city.otaru.hokkaido.jp

URL <http://www.otaru-fc.jp/>

各賞

- ・ 最優秀賞（1作品） 賞状、賞金20万円および副賞
- ・ 優秀賞（2作品） 賞状、賞金5万円および副賞
- ・ 入賞（複数） 賞状および副賞

審査

- ・ 応募作品が多数の場合は事前審査を行い、審査通過作品を対象として最終審査を行います。
- ・ 最終審査は、映像関係者等から構成される審査員（決定次第公式ホームページ等にて発表いたします）によって行います。
- ・ 審査経緯及び結果（選定理由等）についてのお問い合わせには、一切応じません。

入賞者発表

- ・ 公式ホームページ上で発表するほか、記者発表等も行います。
- ・ 入賞者に対しては、別途、Eメール等で通知します。
- ・ 3月上旬に行う上映会にて表彰式を行います。
- ・ 上映会の詳細については、後日、公式ホームページにて公表します。

撮影の際の注意事項

市民の皆様の御協力をいただきながら、本事業を実施しておりますので、撮影支援がスムーズに行えるよう、制作者の方々は、以下の事項を遵守してください。なお、注意事項等に反する行為があった場合は、撮影を即時中止していただき、今後についても撮影支援の御協力はいたしかねます。

- ・ 撮影等に当たっては関係法令を遵守してください。
- ・ 各種許可申請の代行は行いませんので制作者が行ってください。また、中止等により撮影協力者等に損害を与えた場合は制作者の責任をもって対処願います。
- ・ 撮影協力の施設等に対して、求めに応じて現状回復等の誓約書の提出をお願いするとともに、撮影行為中（ロケハン含む）に施設、物品等を破損した場合は、迅速に対処をお願いいたします。また、事故、トラブル等が発生しないよう万全の注意をお願いしますが、万が一発生した場合は、損害賠償責任を負っていただくほか、制作者の責任において対応してください。
- ・ 撮影等において、騒音や夜間照明等により現場周辺の市民の生活環境へ影響が予想される場合は、事前に地域住民に対して、理解、協力が得られるよう説明をお願いします。
- ・ 撮影等を終了した時点で、施設等の現状回復や清掃をお願いします。
- ・ 撮影等によって発生する諸費用については制作者が負担してください。
- ・ 小樽フィルムコミッションを介しての撮影は、可能な限り、小樽フィルムコミッション及び撮影場所の施設・機関の撮影協力クレジットの明示をお願いします。
- ・ 施設等の管理者、撮影協力者から許可、同意が得られない場合もありますので、予め御了承ください。

ワークショップの開催

今回、映像制作者の底辺拡大を図ること、本ショートフィルムセッションの認知度を高めることを目的として、標記応募資格を持つ方などを対象に、映像製作のワークショップを開催します。また、当該ワークショップを通じて製作された映像は今回のショートフィルムセッションに応募していただきます。

詳細については、当FCホームページなどにて御確認いただくか、直接、事務局へお問い合わせください。